時事新報

兌換銀行券

日本銀行れ日本帝國中央の大銀行なり其條例第十四條の明文ょ依て兌換銀行券を發行するれ權利を有し去る明治十七年の七月一日以降今日まで滿三年の間絶えず兌換券を流布せしめて經濟社會の融通を助けたる効驗は既ょ世人の熟知する所となれり蓋し日本銀行は其發行の兌換銀行券高ょ對して相當の銀貨を準備し以て引換れ需に應ずる者あるが故に何人ょても日本銀行れ本支店に右の銀券を持參すれば銀行は其兌換を拒むと能はざるの法則なれども日常の授受に重たらしき銀貨を使用するは極めて不便あるに付き容易に兌換を求めずして融通れ點より言へば政府發行の紙幣に比して別段變りあるに非ざるなり然れ共兌換銀券は既にその名の示す如く不時交換の責任を有するとすれば其發行の方法に於ても成る丈け此の責任を遁れしめざるやう注意工夫も無かるべからず又銀券の用は日常授受の不便利と避けんとの目的もあるものゆゑ若しも其通用の際に餘計の手間を費すが如き苦情もあらば銀券は充分ょ其効用を盡したるものと云ふ可らず即ち一方に銀券の發行者が交換の義務を盡さずして濟むと同時に他の一方ょ其使用者が授受れ際何かれ不便を感ずる組織にては兌換銀行券の効用を顯さゝる者と評して不可無かるべし

兌換銀行券條例に據るに銀券の種類は一圓五圓十圓二十圓五十圓百圓二百圓の七種にして日本銀行れ大藏省の指定に從ひ之と發行する筈なれば七種の銀券中價格何圓のものを最も多く流通に附を可なるやは當局者が經濟社會の實地を見計らひて後ち決着する事ならんなれども假令今日の實地を見るに日本銀行の兌換券には價格一圓の種類最も多數にして夫れより五圓夫れより十圓と段々階級の進むほどに其發行次第に少數となるが如し是れ單に我輩が局外よりの所見ょ非ずして實地の商人又は銀行者などが常に口にする所の有樣なれば假に之を事實なりとして我輩が爰ょ銀券の發行者に向て其注意を促し度き次第と申すは右の如く銀券の價格が細かに分るれば又隨て多人數れ手に渡りて恰も持主の數を細かに分つの姿となり其無數の持主の中には銀券も不換紙幣も同樣の通貨と思ひ其通用の際何とも心付かずして授受する者も多からん又田舍の翁媼守錢一方の主義にて貴き一圓銀券と深く篋底に藏むる者もあらん何れにしても此銀券は交換の道に遠ざかるものと云はざるを得ず扨又銀行に於て爰に一千萬圓の銀券を發行するとして其受取人が悉く兌換を望むとあらば一千萬圓の銀貨を準備し置かざる可からずと雖ども世人の信用厚く何時にても交換は容易なりとの安心あるが故に平生の準備金は割合に少くして濟む譯なり兌換銀行券條例に日本銀行は銀券の發行高に對し相當の銀貨と量り其引換準備に充つべし云々とあるも乃ち此意味ならんなれども相當と云ふ文字の見解は甚だ六ヶしき事にて或は發行高の三分二を要すと云ひ又三分の一にて宜しとも云ひ或は半額は無かる可からずなど西洋にても經濟學者の所說區々にして確定するものなし、夫れは兎も角も日本銀行に於ては其發行の銀券に對し謂ゆる相當の程度まで準備金を用意して要用に應ずるの覺悟は問ふまでもなきことなれども其準備金の用意は發行銀券の種類の大小に由りて緩急ある可し銀券の種類大にして其通用の區域狹ければ交換の需も自から急にして準備金を要すること大なりと雖ども一圓銀券の如きは前節に云へる通りの人情にて其流通又貯蓄の有樣、全く大銀券れ反對ょして交換急ならざるが爲めに發行者の地位ょ居る人も自然に安心の情を催ふし銀券の交換ょ來らざるも畢竟其信用の厚きが故なりと自認して圖らずも相當の外に發行するの誤なきを期す可らず斯くて平時は誠に穩にして何等の差支もある可らずと雖ども商賣社會の活劇は殆んど人智を以て揣め測量す可からず一旦突然れ恐慌を來たすの不幸もなるに於ては銀券の持主は瞬間の猶豫を許さずして交換を要求し發行者として始めて當惑せしめたるの談は西洋各國れ銀行史上往々見る所の事實なり

又右の議論は別にしても元來銀券發行の旨趣は商業上の融通を助け又其便利を促すの主眼にして政府發行不換の紙幣とは聊か區別無かる可からず然る處前ょ云へる如く此節發行の兌換券は一圓札最も多額にして商業上ょ不便利の苦情なきふからず例へば百圓の銀券十枚を授受して濟むべき處にも一圓の銀券一千枚を並べ立てゝ計算するは煩勞も甚だしく商機活用に忙はしき其時間を潰ぶす許りにても折角なる銀券の効用を見ず今日れ處にては政府發行の不換紙幣も銀行の兌換も信用通用に異なる所あらざれば商賣社會に於て銀券と視ること紙幣に等しく何の風情もなしと云ふ西洋諸國銀行の兌換券は政府發行の紙幣若しくは金銀貨に比して券面の金額大なるが故に人々みれを便利として通用するのみ、若しも是れが尋常の通貨に等しき券面のものならんには兌換券の妙處なしとて悦ばざるみとなる可し例へば英國中央銀行のノートは如きも以前は二十磅即ち金貨一百弗以下の銀行券を發せざる定めにして爾後更に此價格れ制限を引下げたれども尚は一枚五磅即ち金貨二十五弗以上に非ざれば銀行券を出す事能はざるの法則なり銀行の爲めと謀りふふば近傍の制限を超えて一磅なり半磅なり隨意に小價格れ券面を發行する事利益あらんと雖ども斯くては又一般の社會ょ其關係も尠なからずとて右の制限の起りたる次第にてもある可し日本と英國とを同一比例に論ずるは無理なれども去り迚今日の如く一圓札の兌換券を多くしては實際ょ益する所もなきょ似たり更に最低の價格を五圓位に引上げて一圓券を廢止するか或は廢止ょはせざるとも發行者自身の注意ょて成る丈け其發行を減じては如何にと思はるゝなり

官報

○支那梧州桂林間電信線の開業　廣西省梧州府及桂林府間の電線架設工事は最早悉皆落成し本年五月二十三日を以て開業せり因て專辦委員なる王星垣（鹽法道）工事臨督委員なる裘芝年、楊慶餘、劉行輪の諸氏は既に省城に歸着せり

○佛國艦船現況　本年に於ける佛國海軍艦船の總數は三百二十艘にして之を大別すれば四十四艘は甲鐵艦（內艦隊若くは巡航艦二十八艘、海防艦十一艘、砲艦四艘及浮砲臺一艘）五十一艘は巡航艦、十八艘は砲艦、五十二艘は砲艇、七十七艘は水雷艇、二十八艘は運送艦、十九艘は帆前艦船、三十一艘は海防守艦あり右の外現今建造中のもの各種の艦船八十四艘ありて其內五十一艘は水雷艇なりと云ふ

○巴里府內劇場收入高　本年四月十二日刊行の佛國ル、タンに據れば千八百七十八年即ち万國博覽會開會の年より千八百八十六年までの九年間に於ける巴里府內諸劇場の總收入高は即ち左の如し

千八百七十八年	三〇、六五七、四九九法
千八百七十九年	二〇、六一九、三一〇法
千八百八十年	二二、六一四、〇一八
千八百八十一年	二七、四三四、四一八
千八百八十二年	二九、〇六八、五九二
千八百八十三年	二九、一四四、六〇九
千八百八十四年	二五、九八四、〇五四
千八百八十五年	二五、五九〇、〇七七
千八百八十六年	二五、〇七四、四五八

但し此中オペラ劇場の毎年總收入高は即ち左の如し

千八百七十八年	三、五七〇、五七〇法
千八百七十九年	二、七八四、〇〇五法
千八百八十年	三、〇八七、四四四
千八百八十一年	三、四六五、八三九
千八百八十二年	三、三六四、五八二
千八百八十三年	三、一五六、七九〇
千八百八十四年	二、八六四、一三七
千八百八十五年	三、〇五九、〇三二
千八百八十六年	二、九五五、八九九

○露西亞鐵道死傷者の數及鐵道の延長　頃日工部省統計課より發行せし露國鐵道統計書に據れば千八百八十五年中露國の鐵道死傷者の數は都合千四人にして此內負傷者五百八十三人及死亡者四百二十一人ありとす但し右の外汽車道路中疾病に罹りたる者二百八十六人ありたり又同年中鐵道の總延長は芬蘭鐵道及後東海州鐵道を除きて二万三千五百三十五ウェルスト（一ウェルストは凡そ九町）ありとす且つ同年中鐵道死傷者の種類を分ては乘客死亡者三十一人同負傷者七十二人、鐵道役員同工夫死亡者百六十四人同負傷者三百四十二人鐵道役員若くは乘客にあらざる附餘の遭難死亡者二百二十六人同負傷者百六十九人ありとす右の內死亡者二十六人及負傷者七十八人は純然たる遭難者なりしも死亡者三百九十五人及負傷者五百五人死傷の原因は全く自己の過失若くは不注意にありと云ふ此六年間に於ける毎年鐵道死亡者の數及鐵道の延長は左表の如し

年度	鐵道延長（ウェルスト）	死亡者の數	負傷者の數	死傷者合計
一八八五	二三、五三五	四二一人	五八三人	一、〇〇四人
一八八四	二三、五〇七	四二〇	六五四	一、〇七四
一八八三	二一、九〇一	四三九	七一七	一、一五六
一八八二	二一、二三一	四四八	七一六	一、一二四
一八八一	二一、二三一	三八〇	七一八	一、〇九八
一八八〇	二一、一二六	四三四	六七五	一、一〇九

前表に據れば近年汽車の速力は漸次增加するにも拘はらず鐵道の延長に對する死傷者の數は年を逐ひて減少せるものとす是吾人をして稍々滿足せしむるに足るが如しと雖ども尚は年々鐵道のために四百八以上の生命を失ふとあるは頗る歎ずるに堪えざる所あり

○北米合衆國流通貨幣の高　本年四月一日の調査に據れる合衆國通貨の高は國庫金を合して一、六一七、八一五、七六四弗にして其內人民の手に在るもの即ち國庫外の金額は一、三一三、三九一、九九六弗なり此人民の所有に屬する通貨高の內實地運轉せざる金額を控除すれば實地運轉して眞個に貨幣の効用を盡す所の通貨高は蓋し遙に十億弗以下に下るべし凡そ一國の商業高を測度するに足るべきものは安全のために貯金所に蓄積せらるゝ金額に非ずして實地活用せらるゝ金額にありとす即ち合衆國の商勢を表する通貨高は右の如く十億弗に達せざるものと謂はざるべからず然れども通貨の實地運轉せらるゝ高を精確に測定するは實際爲し得べからざる難事にして假令貯蓄金と雖も之に對する引出金券を流用するときは右金券の額面に應ずる金額は即ち實地活用の効を奏するものあり斯く合衆國の商勢を表すべき金額は到底明確に知り得べからざるも千八百八十六年七月以來の同國鑄貨は多くは民間の運用に充てられたると疑を容れず故に同月以後貨幣增發高は約六千万弗なれども其多くは皆人民の手に入りたり而して國庫は此外に四百五十万弗許の金額を減し紐育の諸銀行も正貨及政府紙幣を合して千万弗以上を損せり

○標準時と各地方時との差　昨明治十九年七月十二日勅令第五十一號を以て來る明治廿年一月一日より英國綠威の東經百三十五度の子午線時を以て本邦一般の標準時と定められたるに就ては明年一月一日よりは本曆を初め其他凡て時刻を記するものは全國皆此標準時に依らざるべからず故に各地方に於て從來用ひ來れる其他の時刻（地方時）と此度定められたる標準時との差を知らざれば百事差支を生ずることあるべし依て左に各地方縣廳（根室函館の如きは即今地方廳所在の地にあらずと雖ども昨年まで縣廳所在の地たりしを以て特に之を附記す）に於ける時差を揭げ以て地方時を改て標準時となし或は標準時を知りて地方時を求むるの便に供す

減の部

府縣所在地	時差
和歌山	三十三秒
兵庫	三十四秒
大阪	一分五十五秒
京都	三分〇〇秒
滋賀	三分十七秒
福井	四分四十九秒
三重	五分五十三秒
石川	六分三十三秒
岐阜	六分五十一秒
愛知	七分三十三秒
富山	八分四十九秒
長野	十二分四十一秒
靜岡	十三分二十九秒
山梨	十四分十三秒
新潟	十六分十秒
群馬	十六分十七秒
埼玉	十八分三十三秒
神奈川	十八分三十五秒
東京	十九分〇八秒
栃木	十九分三十四秒
秋田	二十分十七秒
千葉	二十分二十九秒
山形	二十一分〇九秒
福島	二十一分三十七秒
茨城	二十一分五十七秒
函館	二十二分五十三秒
青森	二十二分五十九秒
宮城	二十三分二十九秒
岩手	二十四分二十五秒
札幌	二十五分三十一秒
根室	四十二分二十秒

加の部

府縣所在地	時差
德島	一分四十七秒
鳥取	三分[illegible]
岡山	四分[illegible]
高知	五分[illegible]
島根	七分[illegible]
愛媛	八分[illegible]
廣島	十分十二秒
大分	十三分[illegible]
山口	十四分[illegible]
宮崎	十四分[illegible]
熊本	十七分[illegible]
鹿兒島	十八分[illegible]
福岡	十八分[illegible]
佐賀	十八分四十九秒
長崎	二十分三十一秒
沖繩	二十九分十九秒

地理局觀象臺に於ては標準時の正午を全國各電信局に電報するが故に電信局所在の地は同局に到り精密なる標準時を開知するを得べし然れども電線未た接せざる地方即沖繩等に於ては暫らく從前用ひ來れる地方時に就き前記の分秒を加減して標準時を求めざるべからず即加の部に屬せる地方は其地の時刻に前記の分秒を加へ減の部に屬せる地方は其地の時刻より前記の分秒を減すれば即ち標準時を得るものとす若し既に標準時を知りて地方時を求めんとするものは右加減を相反し加と書するものは標準時より此差を減し減と書するものは標準時に此差を加ふれば即地方時を得べし

（以上本年七月四日官報）

雜報

○靜岡事件の公訴狀（前號の續）

東京輕罪裁判所豫審判事に於て被告人共の所爲に適用すべき法律

第一淸水綱義同高忠の所爲、第二湊省太郎鈴木辰三澁井滿次木原成烈の所爲、第四淸水綱義宮本鏡太郎湊省太郎小池勇村上佐一郎鈴木音高鈴木辰三藪重雄の所爲、第七湊省太郎宮本鏡太郎鈴木辰三の所爲、第十鈴木音高鈴木辰三高橋六十郎の所爲、第十一中野二郎三郎小山德五郎名倉辰八足立邦太郎川村彌市山田八十太郎の所爲、第十四淸水綱義同高忠の所爲、第十五淸水綱義同高忠の所爲、第十六淸水綱義同高忠の所爲

以上は刑法第三百七十八條第三百七十九條に該當す

第三鈴木辰三宮本
藪重雄湊省太郎小
郎木原成烈の所爲、
名倉辰八足立邦太
三宮本鏡太郎の所
以上は刑法第三百
第百十三條に該當
第六淸水綱義同高
郎鈴木辰三中野二
郎名倉辰八川村彌
以上は刑法第三百
第十七大畑常兵衛
七十九條第百十二
第十八眞野眞悠の
十九條第百九條に
第十九小林喜作の
十九條第百九條に該
第二十室田半二の
十九條第百九條第
に該當す
第廿一前嶋格太郎の
七十九條第百條に
右の理由なるを以て
郎湖湖伊助小山德五
水綱義同高忠鈴木音
二の十六名は何は刑
犯ありと思料し東京
たり然るに被告の內
小林喜作の四名は自
に對しては豫審判事
檢察官より故障の申
判所會議局に於ては
して豫審終結の言渡
律の一部を取消し刑
條第四百條第二の事
十九條第百十三條第
田八十太郎に對して
之を携帶しある者の
のとし其一部を取消
木辰三へ水谷九郎兵
つ白鞘の脇差を給與
慂は充分なるに豫審
失當ょ付其言渡全部
第三百七十九條第百
京重罪裁判所へ移も
右豫審并に會議局の
明治二十年五月十
東京重罪裁
許定官

○錫蘭通信
社友れ許ょ寄せた
閲覽に供す
前便にも報せし如く
なれば兎角見聞する
も亦之に係はらば通
むと得ざるれ勢あり
擧れば第一當地の人
ひ箸を用ひざる事第
水にて洗淨する事第
ツプ（皮草履）を穿
の僧侶は獨行を許さ
（大抵半裸體の童子）
來此地の僧衆一般非
一事も亦其一證なり
懷中時計なり座右に
彌十救中ヤタルー
驅れさるの風なり予
と詰れり予部時行

元老院議官中村弘毅義過日來病氣之處昨三日午後九時卒去來ル[illegible]日午後一時出棺谷中墓地

精良セメント大販賣廣告

弊店義從來建築材料問屋營業舶來和製セメント大販賣罷在販路益々擴張仕候ニ付テハ猶諸君ガ御確信ノ爲メ殊更[illegible]精撰シ極メテ[illegible]アル精良品調進ノ上販賣

生儀今般日本繪畫ノ妙技ヲ海外ニ顯著ナラシメンノ志望ニテ近々米國ヘ渡航ス此段辱知諸君ニ告ク
本鄕區弓町二丁目十三番地伊藤方寓
高野迎山

○今般北豐島郡金杉村
三十[illegible]
綿貫吉直

●洋服靴
弊店販賣ノ洋服幷靴
シテ破綻等ノ患ナク價
校ノ製造服ヲ販賣候
靴共品質製法價格ノ